

個人情報保護委員会（第85回）議事概要

- 1 日時：平成31年1月18日（金）10：30～：11：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、阿部委員、熊澤委員、丹野委員、小川委員
加藤委員、宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長
佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官

4 議事の概要

（1）個人情報保護法第24条に基づくEUの指定について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「今日の指定の日を迎えることができたことについて、前体制の委員長・委員、事務局に感謝したい。2017年秋の欧州議員団来日の際は、私も協力させていただいた。その際の経験、その後の欧州における論調を見ても、今般の取組は、我が国の個人情報保護法第24条に基づくEUの指定及びEUによるGDPR第45条に基づく日本の充分性認定が相互に行われるということが、形式的にも実質的にも意義深い。また、今後、相互認証によりEU域内の個人も我が国の個人情報保護法制の実質的なステークホルダーの一員となるため、個人の権利救済の体制構築を含め、枠組みの適切な運用を図っていくことが重要である」旨の発言があった。

熊澤委員から「EUとの協議等を通じて双方の個人情報保護制度や執行状況について理解を深めたことが、今回の結果に結びついたものであり、2年超にわたる取組に関わってきた身として非常に感慨深い。また、当委員会は、これまでEU以外にも米国・アジア太平洋地域との連携にも努めてきた。こうした立場から、データフローに関する国際的な議論を如何にリードできるのかが今後の課題であり、しっかり取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

丹野委員から「非常に意義深い。今後は、報告書の結論にも記載されているとおり、EUを指定して終わりなのではなく、我が国からEU域内へ移転された個人データの保護を確実なものとするために、EU加盟国各国における事業者の法令遵守状況やデータ保護機関の執行状況の調査など、引き続きレビューを行うことが重要である」旨の発言があった。

嶋田委員長から「欧州委員会とは、2016年来、対話を続けてきた。相互認証であることが非常に重要であり、実現には時間を要したが、ようやく相互認証が発効する今月23日は、当委員会にとって歴史的な日と言えるのではないかと。また、当委員会の信頼も高まった」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

以上